

第二章 震災からの復旧支援の推進

1 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2の取りまとめ

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1を4月5日に策定した後、直ちに次の段階であるフェーズ2の検討に着手した。

震災による甚大な被害からの復旧には一刻の猶予も無いことから、まずは、予算措置の必要のない緊急総合対策としてフェーズ1を取りまとめ、復旧事業が実際に被災地の方々の仕事に繋がるような仕組みの構築を図った。

一方、東北地方の沿岸部を中心にインフラのほか、事業所や住居に壊滅的な被害が生じたことに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故も加わり、多くの住民が、住居や職場のある地元から遠く離れた生活を長期的に余儀なくされる事態となったことから、被災した方々の就労機会の確保等のため、数段階に及ぶ補正予算・法律措置による対応を図る必要が生じていた。

このため、4月21日に第4回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催し、フェーズ1の進捗状況の確認を行うとともに、「日本はひとつ」しごとプロジェクトの基本的対処方針である

- ・ 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ・ 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、被災した方が被災地以外の希望した地域に就労可能にしていくこと

を念頭に、補正予算・法律措置によって、相当程度の雇用創出・維持効果が期待される施策を、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2としてとりまとめる旨の骨子を議論した。

こうした議論を踏まえ、第1次補正予算・法律措置での対応を踏まえた総合的な雇用対策を「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2として4月27日に取りまとめた。フェーズ1の取組などにより、この時点で把握している限りで既に4.4万人の雇用予定や求人が確保されていたが、内閣府の施策効果に基づく試算によれば、フェーズ2を実施することにより、新たに、雇用創出が20万人程度、雇用下支えが150万人超、合計170万人を上回る雇用創出・下支え効果が期待されることが説明された。

フェーズ2を盛り込んだ第1次補正予算及び関連法案は祝日の29日に閣議決定された後、同日中に国会に提出され、5月2日には、異例のスピードで成立・施行されたものであり、主なものとしては以下のとおりである。

<「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2 概要>

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2 (第2段階)

～日本中が一つとなって、あなたのごと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第2段階とりまとめ)

補正予算・法律改正等による総合対策

平成23年4月27日



復旧事業等による確実な雇用創出 (2兆5,440億円 雇用創出効果 20万人)	被災した方々の新たな就職に向けた支援 (158億円 雇用下支え効果 6万人)	被災した方々の雇用の維持・生活の安定 (1兆7,369億円 雇用下支え効果146万人 生活の安定効果43万人)
<p>◎復旧事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">公共土木施設等(河川、海岸、道路、港湾、下水道等)、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧災害公営住宅等の整備・公共土木施設等の補修工事農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧学校施設等の災害復旧市町村の行政機能の応急の復旧消防施設等の復旧仮設住宅の建設等災害廃棄物(がれき等)の処理 <p>◎雇用創出基金事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充	<p>◎被災した方を雇い入れる企業への助成</p> <ul style="list-style-type: none">被災した離職者等の雇入れに係る助成金(被災者雇用開発助成金)の創設 <p>◎職業訓練の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">建設関連分野をはじめとした公共職業訓練を拡充学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除 <p>◎復旧工事災害防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓ハローワークの出張職業相談の強化、求人開拓推進員の増員 <p>◎広域に就職活動を行う方への支援</p> <ul style="list-style-type: none">被災地以外での面接費用や転居費用の予算を増額 <p>◎被災地における新規学卒者等への就職支援</p>	<p>◎雇用調整助成金の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">特例対象期間(1年間)中に開始した休業を最大300日間助成金の対象暫定措置(被保険者期間6か月未満の方を対象)を延長 <p>◎各種保険料等の免除等</p> <ul style="list-style-type: none">医療保険、介護保険、労働保険、厚生年金保険等の保険料等の免除等 <p>◎中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経営再建支援</p> <p>◎雇用保険の延長給付の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">雇用保険の給付日数を、現行の個別延長給付(60日)に加え、更に延長 <p>◎未払賃金立替しの請求促進・迅速な支払</p> <ul style="list-style-type: none">予算の増額、申請手続きの簡略化

フェーズ2の雇用創出・雇用の下支え効果

総額 4兆2,966億円 雇用創出効果 20万人程度 雇用の下支え効果 150万人強

(1) 復旧事業等による確実な雇用創出

① 復旧事業の推進

公共土木施設、農地・農業用施設、漁港、医療・介護・障害者施設、学校・行政施設等の復旧、仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理などの推進を図ることとされ、約2兆5千億円の補正予算が組まれた。

事業内容は多岐にわたるが、復旧に関するインフラ整備は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日決定)に基づき復興施策の事業計画・工程表等が作成されている。適宜見直しを行いつつ、現在、これに沿って各事業を推進していることが、第9回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の場で確認された。

② 重点分野雇用創造事業の拡充

重点分野雇用創造事業の基金を500億円分積み増して拡充し、より多くの被災した方々に雇用の場を提供することにした。例えば、

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故で計画的避難地域に指定され、無人化した村内での窃盗などの犯罪を未然に防止するための見回り
- 仮設住宅の生活利便性を向上させるため、仮設住宅内の代理の買い物

を支援する事業による、地域コミュニティの再生

- ・ 除雪などの事業を実施して、仮設住宅の生活環境を向上させるとともに、引きこもりになりがちな生活リズムの改善などといった取組を実施し、フェーズ1の箇所でも説明したとおり、現在までに、被災3県で約29,600人の雇用を創出した。

(2) 被災した方々の新たな就職に向けた支援

① 被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充

被災離職者及び被災地域に居住する求職者を継続して1年以上雇用する労働者として雇い入れる事業主を支援する被災者雇用開発助成金(大企業50万円、中小企業90万円)を創設し、被災者を雇い入れる企業にインセンティブを付与して、被災した方々の雇用の促進を図ることにした。

2月までの支給実績は6,921件(平成24年度中には約160,000件の支給となる見込み)となっており、被災者の雇用の促進するのに一定の効果があったものと言える。

② 職業訓練の拡充

被災地では、復旧事業の推進のため建設事業に対するニーズが増大することが想定されたことから、建設設備、ビル設備等の復旧・復興に必要な知識及び技術の習得を目的とした公共職業訓練を拡充し、被災3県の施設内で行う建設関連分野(建築設備、電気設備等)の公共職業訓練の定員を、2月24日時点で、243名拡充した。また、雇用・能力開発機構の行う学卒者訓練及び在職者訓練の受講料等を免除することにした。(2月19日までに学卒者訓練の受講料免除:132人分、在職者訓練の受講料免除:のべ4,632人分)

また、被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・設備に対する都道府県への国庫補助率の引き上げを行った。

③ 復旧工事災害防止対策の徹底

東日本大震災に伴う地震や津波により被害を受けた被災地で実施される復旧工事では、「がれき処理作業」や「応急仮設住宅の建築工事」、「屋根等の改修工事」など、緊急性のある作業が多数実施されることが見込まれ、これらの作業には、これまで建設現場での作業に従事した経験のない労働者が従事することが予想されたことから、工事の進捗に応じた対策を

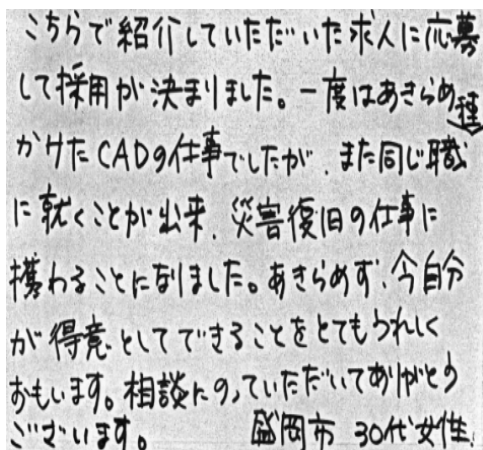
「すきま」なく実施することが労働災害を防止するために極めて重要であると考えられた。

このため、厚生労働省では、震災発生後、直ちに、建設業関係団体に対して復旧工事での安全対策の徹底を要請した。また、建設業界内に立ち上げられた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」との緊密な連携のもと、工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を示し、集団指導や集中パトロールの実施によりその徹底を図ってきた。さらに、平成23年度第1次補正予算の事業で、岩手、宮城、福島の3県に、安全衛生の専門家による技術的支援の拠点（支援センター）を設け、安全衛生教育への支援、現場の巡回指導、相談援助を実施するなど、被災地での工事の進捗状況に応じた対策に「官民」を挙げて取り組むことにより、復旧工事の労働災害防止対策の徹底に努めてきた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、緊急作業に従事する労働者の健康と安全の確保に取り組み、被ばく線量管理や健康管理の徹底について東京電力及び関係事業者に繰り返し指導を行ってきたほか、緊急作業従事者の被ばく線量等を厚生労働省においてデータベース化し、長期的な健康管理を実施することとしている。

④ 求職者のニーズに応じた職業紹介、求人開拓

被災者に対する就職支援については、震災直後から取り組んでいる避難所への出張相談に加え、仮設住居への入居も進んできたことから仮設住宅へ出向く出張相談会を開催することにした。



こちらで紹介していた求人に応募して採用が決まりました。一度はあきらめかけたCADの仕事でしたが、非同一職種に就くことになり、災害復旧の仕事に携わることになりました。あきらめず、今自分が得意としてできることをとってもらうおもいます。相談のり、ていたたいてあかしくなっています。盛岡市 30代女性

就職された方からのお礼の手紙

また、ハローワークと市町村が連携し被災求職者の就労ニーズに応えるため、より多くの求人情報を集めるため求人開拓に力を入れた。さらには、県外への就職を希望される方が県外求人情報に容易にアクセスすることができるよう被災地のハローワークの求人検索端末等の表示方法等の工夫を図り、利便性向上に努めた。

⑤ 新卒者支援

新卒者・内定者については、震災直後から被災学生等の就職活動に支障を来すことのないよう、主要経済団体、求人情報事業所団体に対して要請

相談実績は 576 件（障害者 360 件、事業所 216 件）となっている。また、第一次補正予算成立後は、ハローワークによる避難所等への出張相談で障害者の就労ニーズを把握した場合に、地域障害者職業センターによる訪問相談を実施することにした。

なお、被災した事業主への対応として、障害者雇用納付金の納付期限の延長等を行うとともに、障害者の雇用の維持等の観点から、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給要件の緩和等や就労支援機器等の優先的な貸し出しを行った。

（3）被災した方々の雇用維持・生活の安定

① 雇用調整助成金の拡充

フェーズ1で講じた特例措置に加え、新たに、被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主等について、特例対象期間（1年間）中に開始した休業については、これまでの支給日数にかかわらず、別枠で最大 300 日間助成金の対象とすることや、被保険者期間 6 か月未満の人を本助成金の対象とする更なる特例措置を 5 月 2 日に実施し、企業の雇用維持への取組を強力に支援した。

こうした要件緩和等により、雇用調整助成金を利用する事業主が事前に提出することになっている計画届の提出数は、ピーク時の 6 月には全国で 64,138 事業所（1,549,913 人）となったが、1 月時点では、41,007 事業所（831,291 人）となっており、震災前の昨年とほぼ同水準にまで減少している。

② 労働保険料の免除等

労働保険料に関しては、平成 23 年 3 月 24 日に被災地域にある事業場について納付期限等を延長する旨を告示するとともに、震災の影響の甚大さに鑑み、雇用の維持の支援の観点から、同年 5 月に成立した東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により、被災地の事業場で震災による被害を受けたことにより賃金の支払に支障が生じているなどの場合には、最大で平成 23 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの 1 年間について、労働保険料の免除措置を講じた。

③ 雇用保険の延長給付の拡充

フェーズ1で講じた雇用保険の特例措置を適切に実施するとともに、5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、震災により休業及び離職を余儀なくされた方の雇用保険の給付日数について、現行

(平成21年度より暫定措置として実施)の個別延長給付(原則60日分)に加え、更に60日分延長する特例措置を実施し、生活の安定を図ることにした。(この措置により、震災離職者は最短でも10月中旬まで雇用保険の失業給付を受けられるようになった。)



雇用保険給付窓口の様子
(ハローワーク福島)

(4) 周知・広報活動

「日本はひとつ」しごとプロジェクトの取組が広く被災地に周知され、必要な支援が必要とする方に届くようにする必要があるが、当面の間は、通常の情報ツール(新聞、インターネット等)に期待するのは困難なため、4月に政府広報壁新聞に被災地の雇用創出事業などを掲載し、合計2,000カ所の避難所のほか、コンビニ、郵便局等合計5,900カ所に配布した。



<シンボルマークを公表する細川厚生
労働大臣(当時)>

また、「日本はひとつ」しごとプロジェクトについては、既に「被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく」という基本方針が定められていたが、この取組を更に効果的なものとするため、プロジェクトの周知啓発の一環として、5月、シンボルマークを決定した。

このマークは、仕事(work)の頭文字「W」をモチーフに、人が手をつないでいる様子を描いている。みんなが力を合わせて協力し合う日本をイメージしたものであり、当プロジェクトの推進に一役買ったと言える。このマークは、厚生労働省内で大臣等が会見する際のバックパネルとしても採用されていて、テレビ報道等でもしばしば見かけることが出来るようになった。

(5) フェーズ2を踏まえたさらなる取組み

① 福島県での雇用機会の拡大及び経営支援等への取組み

地震や津波の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生したことで、他の被災地域に比べ長期間にわたり甚大な影響が懸念される福島県の雇用問題に対処するため、5月23日経済産業省及び福島県と連携して施策を実施することを確認した。

具体的には、重点分野雇用創造事業を活用した雇用の場の創出や、製造業・商業などの産業界に対する、経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名による地元雇用等の要請、中小企業団体等による雇用機会の創出を実施することにした。

② 雇用創出の際の雇用の質への配慮について

フェーズ1・2の取組みにより雇用創出が図られた際の雇用の質（労働条件、安全衛生など）への配慮について、当時の被災者等就労支援・雇用創出推進会議座長である小宮山厚生労働副大臣から同推進会議のメンバーへ文書で要請するとともに、地域レベルでも各都道府県労働局長からしごと協議会関係者に対して雇用の質の確保を要請した。

2 復興からの提言及び東日本大震災からの復興の基本方針

震災直後から第一次補正まで、政府一体となって当面の緊急対応策を打ち出していったが、被災地の復興段階に向けた中長期的な構想を検討する必要があるため、5月上旬には、こうした構想を有識者で検討する「東日本大震災復興構想会議」が立ち上がった。

復興構想会議の結論を「復興からの提言」として6月中に取りまとめ、これを踏まえて東日本大震災からの復興の基本方針を策定し、それに沿って3次補正を編成するという方針が示された。

復興構想会議には、雇用・労働政策関係では、委員として清家慶應義塾長、その下のワーキングチームのメンバーとして東京大学社会科学研究所玄田教授や連合の團野副事務局長等が就くことになった。

その中で、清家委員の意見でもある、①地元での安定雇用創出のための産業政策と一体となった雇用支援や、②高齢者が多い土地の有する伝統的な全員参加や世代継承といった特性を生かした雇用支援などを図ることが、本格的雇用の創出に向けて重要であるとの考えが、「復興構想」の「雇用復興」の項に盛り込まれる形で、6月25日、「復興への提言～悲惨のなかの希望」としてとりまとめられた。

その後、復興への提言や東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による取組みの基本方針として、「東日本大震災からの復興の基本方針」を東日本大震災復興対策本部で 7 月 29 日に決定し、未曾有の国難に対する日本の再生のため、国の総力をあげて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興のための取組の全体像を明らかにした。

「東日本大震災からの復興の基本方針」の中では、阪神大震災の例も参考としつつ、復興期間は 10 年と定め、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の 5 年間で「集中復興期間」と位置づけ、取組みを推進することとされ、雇用対策としては、以下の 4 項目を推進することが規定された。（以下、「東日本大震災からの復興の基本方針」より引用。）

(i) 被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクト」を推進する。

また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。さらに、雇用対策をより効果的なものとするとともに、復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

(ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

(iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(iv) 被災地の人口構造や職業構造の特性に留意し、個人事業者や商店等の復興による雇用を目指す。

第三章 本格的な復興段階に向けた対策

1 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3の策定

(1) 本格的な雇用復興に向けて

これまで、「日本はひとつ」しごとプロジェクトでは、当面の緊急対応策をフェーズ1で、第1次補正予算や法律措置による総合的な雇用対策をフェーズ2で、という段階を踏んで、被災地の復興に向けた施策の推進を図ってきた。一方、7月には政府として、「東日本大震災からの復興の基本方針」という形で、復興に向けた中長期的な計画が示されたことから、「日本はひとつ」しごとプロジェクトで、本格的な雇用復興に向けた施策をフェーズ3として推進するための作業に入った。

まず、7月22日には第6回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催し、「東日本大震災からの復興の基本方針」策定後の、本格的な雇用復興に向けたフェーズ3の取りまとめに向け、各省庁から現状の課題等について説明が行われた。なお、席上、当推進会議が、被災者生活支援特別対策本部の下部組織から、東日本大震災復興対策本部の直属の組織となったことの説明が行われた。

次の第7回被災者等就労支援・雇用創出推進会議は8月26日に開催され、東日本大震災からの復興基本方針の実現に向けた中間的整理としてフェーズ3骨子案を取りまとめるとともに、東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえ、産業政策と雇用対策の一体的推進等を図るための「被災地雇用復興総合プログラム」の案を、厚生労働省から各省に説明し、実施に向けた協力を依頼した。

その後、各省庁とも本格的な震災復興に向けて第三次補正予算・税制改正措置等に盛り込むべき施策の策定に取り組み、10月25日に開催した第8回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の場で、本格的な雇用復興に向けた予算・税制改正措置を盛り込んだものとして、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3を取りまとめた。

(2) 当時の雇用情勢

フェーズ3を取りまとめた時点で把握していた当時(いずれも8月の数値)の雇用情勢を振り返ると、失業率は4.4%、有効求人倍率は0.66倍と、全国的に見ると、いずれも震災の影響から徐々に回復する傾向にあったものと言える。一方、被災3県の状況としては、有効求人数が約90,000件

台と改善傾向にはあったが、十分な水準と言える状況になく、一方、有効求職者数も約 150,000 人と高止まりとなっていた。しかしながら、雇用対策の実績を見てみると、被災 3 県のハローワークでは 4 月以降 6 万人以上の就職を支援するとともに、雇用創出基金事業では被災 3 県で約 17,000 人の雇用創出を達成するなど、その成果も出てきていたと言える。

また、サプライチェーンの回復が見られる中、輸送用機械器具製造業等を中心に、年前半分の減産分を取り返すべく、年後半にかけては増産体制に入ったこと等もあり、雇用調整助成金の利用状況も、全国、被災 3 県とも大幅に減少した。こうした動きは、厚生労働省が調査している「非正規労働者の雇止め等の状況」にも現れ、震災による雇い止めとして 6 月には約 1,000 人把握していたのに対し、8 月には 65 人、9 月には 44 人と急速に落ちてきていて、全国的な影響はだいぶ収まってきたとの見方が中心であった。

具体的な被災地雇用の課題としてはやはり、①短期的なつなぎ雇用が多く安定的な長期雇用に結びつきにくかったこと、②水産加工場や飲食業・宿泊業などの観光業で働いていた女性の被災離職者が多かったが、建設業の求人等が多く、被災者の希望する仕事と求人の多い仕事とにミスマッチがあることなどの問題があげられる。また、震災後当初から、農林漁業離職者を含む方々に対して広域求職活動の支援を行ってきたが、被災地の方々の多くは地元でもととの職に戻りたいという志向が強く、実際に広域移動する方は限定的であった。

復興段階では、地域の強みである農林水産業、製造業などの復興に向けた、産業政策と一体となった雇用面での支援に取り組むことにより、地元での本格的な安定雇用を生み出す必要があるとの認識に基づき、第 3 次補正予算・税制改正措置等での対応をフェーズ 3 として、10 月 25 日に取りまとめたものであり、主な進捗状況は以下のとおりとなっている。

なお、第 8 回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の場では、内閣府の施策効果に基づく試算によれば、フェーズ 3 を実施することにより、新たに、50 万人程度の雇用創出効果と 7 万人程度の雇用下支え効果により、合計 58 万人程度の雇用創出・下支え効果が見込まれることが、内閣府より説明された。

<「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3 概要>

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3 (第3段階)



～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階)

平成23年10月25日

雇用復興を支える予算措置等による対策

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

<p>地域経済・産業の再生・復興による雇用創出 (5.7兆円 雇用創出効果 35万人)</p>	<p>産業復興と雇用対策の一体的支援 (0.4兆円 雇用創出効果 15万人)</p>	<p>復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等 (0.1兆円 雇用下支え効果 7万人)</p>	
<p>◎ 企業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設 中小企業向け金融支援の継続・拡充 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大 <p>○ 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進 <p>◎ 農林水産業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化 農林漁業者の経営再開支援の充実、6次産業化の推進等 持続可能な森林経営の確立等 <p>○ 観光業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等 三陸復興国立公園(仮称)の取組による新たな観光スタイルの構築 	<p>◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアの再構築等 子どもを地域で支える基盤構築 社会的包摂を用いた「絆」再生 <p>◎ 東日本大震災復興交付金の創設</p> <p>◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等</p> <p>◎ 環境・新エネルギー事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマス利活用施設の導入の推進 再生可能エネルギー研究開発拠点の整備 <p>○ 情報通信技術の利活用等</p> <p>○ 原発被害への対応(除染事業の推進等)</p>	<p>◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業の再建、高度化、新規立地等の推進 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業(事業復興型雇用創出事業)を創設 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の創設 <p>○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出</p> <p>◎ 復興特別区域制度(仮称)の創設に伴う法人税に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設 被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設 <p>○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援</p>	<p>◎ 人材育成の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充 地域中小企業の人材育成支援等 専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成 復興支援型地域社会雇用創造事業の推進 <p>◎ ハローワーク等による支援の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新卒者支援の充実 障害者に対する就職支援の充実 被災者雇用開発助成金の拡充 被災地等のハローワークの機能・体制強化 <p>○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止</p> <p>◎ 雇用保険の給付の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等で延長(90日分)
<p>フェーズ3の雇用創出・雇用の下支え効果 58万人程度 総額6.1兆円 (雇用創出効果50万人程度 雇用下支え効果7万人程度)</p>			

2 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3の取組

(1) 地域経済・産業の再生・復興による雇用創出

国内立地補助、中小企業等の復旧事業等の企業支援や、農林水産業支援、地域包括ケアの推進等による地域づくりなどについて、第3次補正予算では5.7兆円分を盛り込んだものであり、これにより約35万人の雇用創出効果が期待されている。

2月時点で既に進捗の見られた主な施策としては、企業支援に関しては、中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備を支援するグループ補助金を、1月時点で172グループ・2,721社に支給済みのほか、仮設店舗・仮設工場等の整備については201箇所が完成済み等となっているほか、国内立地補助金については、全国で245件を採択し、今後2次公募を実施する予定となっている。

農林水産業支援に関しても、経営再開可能な農地、漁港等の復旧については、農業・農村復興マスタープランや水産復興マスタープランに基づき実施中となっているほか、6次産業化先導モデル育成事業についても3月には事業本格実施の見込みとなっている。

(2) 産業振興と雇用対策の一体的支援

① 被災地雇用復興総合プログラムの推進

重点分野雇用創造事業の基金を 1,510 億円積み増し、以下の事業を創設した。

・「事業復興型雇用創出事業」の創設

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業主が被災者を雇用する場合に、事業の再建・高度化、新規立地等の産業政策と一体となって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出事業」

・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設

高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」

こうした事業は被災 9 県が対象となっているが、被災 3 県について見ると、それぞれ 12 月中にしごと協議会を開催し雇用復興推進事業の制度について議論するとともに、県議会で補正予算を成立させている。これを受けて、国から交付金（岩手県 350 億円、宮城県 550 億円、福島県 550 億円）をそれぞれ 1 月中に交付した。既に、グループ補助金などの産業政策上の支援を受けている対象事業所に対する周知を行っており、2 月 17 日には岩手県で、同事業を活用した第 1 号の雇用が創出された。

② 震災等緊急雇用対応事業の実施

被災者を含めた震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する事業を実施することとしたものであり（「震災対応事業」の拡充・延長）、新たに重点分野雇用創造事業の基金を 2,000 億円積み増すことにより対応した。

当該事業は全国 47 都道府県が対象となっているが、被災 3 県について見ると、それぞれ 12 月中に県議会で補正予算を成立させている。これを受けて、国から交付金（岩手県 150 億円、宮城県 250 億円、福島県 250 億円）をそれぞれ 1 月中に交付した。第 3 次補正予算分については、概ね平成 24 年度以降の事業化を目指している県が多いが、岩手県につい

では、1月より順次事業開始している。

なお、第1次補正予算により交付した事業分については、各県ともほぼ事業化済みであるが、現在5,000人分程度の求人（企業委託による人材育成業務、自治体の臨時職員など）が出ており、ハローワークによるきめ細かな就職支援により、速やかな充足に努めている。

（3）復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等

① 人材育成の推進等

1) 成長分野等の職業訓練等の推進・被災地のニーズ等に対応した公的職業訓練の訓練規模等の拡充

被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行うことにし、平成23年度第3次補正予算成立後の11月、各都道府県等に対して、訓練の追加設定を要請した。

被災3県では、これまでに14,025人に対して公的職業訓練を実施（公共職業訓練6,153人、求職者支援訓練及び基金訓練7,872人。平成23年4月～平成24年1月開講コース分の実績）している。

2) キャリア形成促進助成金の拡充

被災地の事業主が能力開発を行う場合や、被災地以外の事業主で震災や急速な円高の影響を受けた者が新たな事業展開に資する能力開発を行う場合に、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行い、同年11月24日以降に訓練を開始した場合に適用することにした。（平成23年度中の支給見込み：344件（被災3県））

3) 成長分野等人材育成支援事業の拡充

7月26日から、成長分野等人材育成支援事業を拡充し、被災者を再雇用等した中小企業事業主が必要な職業訓練を行う場合には、業種を問わず助成対象とするとともに、これらの事業主がOff-JTとOJTを組み合わせた訓練を行う場合、OJTも助成対象とした。

また、10月31日から、労働者を移籍により受け入れた成長分野の事業主が必要な職業訓練を行う場合に、OJTも助成対象とした。

さらに、11月21日から、大学院等での先進的、高度な教育訓練によ

り、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する岩手県、宮城県及び福島県の中小企業事業主に対して、授業料及び住居費等の一部を助成した。

② ハローワーク等による支援の充実強化

1) 新卒者等支援の充実

震災等への対応の観点から、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等による就職機会の拡充を図るとともに、ジョブサポーターの増員（2,103名→2,203名）等により、新卒者支援の更なる強化を実施している。今までに、当プロジェクトの実施により1,357名の被災者（被災3県では820人）の雇用が開始されており、卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金の拡充やジョブサポーターの増員といった、これまでのフェーズ1、2での拡充策とあいまって、今年度中には2,503人の被災者の雇用開始が見込まれている。

2) 障害者に対する就職支援の充実

被災地の障害者については、一旦失業すると再就職が特に困難であり、職場定着についても時間を要することから、被災地での実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充し、被災地の障害者の雇用促進及び雇用継続を図った。また被害が特に大きかった3県（岩手、宮城、福島）の障害者就業・生活支援センターについては、就業支援担当者を12月中に22名を追加配置するとともに、事務補助員を42センターのうち配置要望のあった24センターに配置した。さらに、地域障害者職業センターについても、岩手、宮城、福島のセンターのジョブコーチを3名増員したほか、宮城県のセンターでは評価アシスタントを3名増員する等、支援体制の充実を図った。

3) 長期失業者の就職支援

被災地等の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者を対象として、ハローワークの職業紹介に加えて、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナー等を行うとともに、就職後の職場定着支援も行い、就職支援を総合的に実施することとしている。

今年度は、既に民間職業紹介事業者と委託契約を締結し、事業を実施しているところである。東日本8地域において定員1,000人で支援を実施している。

4) 被災者雇用開発助成金の拡充

被災者雇用の更なる促進を図るため、被災者等を一年以上継続して雇用する労働者として 10 人以上雇い入れる事業主に対して助成金の上乗せを行うことにした。

拡充分の実績が出るのは早くても本年 6 月以降であるが、前述したように被災者雇用開発助成金の 2 月までの支給実績は 6,921 件（平成 24 年度中には約 160,000 件の支給となる見込み）となり、被災者の雇用を促進するのに一定の効果があるものと言える。

5) 農漁業者雇用支援事業の実施

被災 3 県の農業法人・漁業経営体等が中高年齢農漁業者を雇用し、本事業で実施する農漁業者雇用支援講習を雇用者に受講させた場合、これらにかかる費用及び賃金相当分を支援する事業を、平成 24 年 1 月より開始しており、本年度中に 370 人の受講者実績を見込んでいる。

6) 農林業等就職促進支援事業の推進

被災地及び被災者多数受入地のハローワークの「農林漁業就職支援コーナー」の体制を強化するとともに、被災者多数受入地では関係機関と連携した合同企業面接会を追加開催し、被災地等の農林漁業求職者の就業機会の確保を図っている。

合同面接会を 12 月に栃木県で開催し、その後、東京都、千葉県等で 2 月末までに計 5 回開催した。本年度中に、残り 3 回開催する予定である。

7) 被災地等のハローワークの機能・体制強化

福島労働局管内のハローワークでは、雇用保険、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の適正かつ円滑な支給のため、ハローワーク臨時職員を 20 名増員するとともに、被災地のハローワークを中心に復旧・復興事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓を行うため、求人開拓推進員を 45 名配置したほか、被災求職者に対する適切な職業訓練への誘導、訓練終了後の担当者制の支援を行うため、就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援分）を 48 名配置するなど計 306 名の相談員を増員し、被災地等のハローワークの機能・体制強化を図っている。

8) 復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災地の建設労働者の確保・雇用改善を進めるため、被災地の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支援する建設雇用改善助成金について、助成率の拡充等を行うとともに、合宿形式による失業者向け短期集中訓練に対する支援を行っている。支援対象となる短期集中訓練では 11 月から受講者の募集を開始して、今年度末までに約 230 人の受講を見込んでいる。また、来年度には 400 人の訓練定員を予定している。

③ 復興事業の適正な労働条件の推進・労働災害の防止

岩手、宮城、福島 の 3 県では、これまでも労働局・労働基準監督署による現場パトロールや、安全衛生の専門家による巡回指導、安全衛生教育支援等を実施し、事業者による労働災害防止対策の徹底を図ってきたが、今後、復旧・復興工事の進展に伴い、近接・密集して各種の工事が行われることによる労働災害を防止するためには、個々の事業者による取組だけではなく、「工事エリア」ごとに関係者が労働災害を防止するために必要な事項を協議し、協力していくことが重要であると考えられた。このため、平成 24 年 1 月から、岩手、宮城、福島 の 3 労働局に関係発注機関や建設業関係団体で構成される連絡会議を設置し、「工事エリア」別の安全衛生協議組織の円滑な設置・運営に向けた合意形成を図ることとしている。

また、既に被災 3 県に設置している労働基準相談員を増員すること等により、労働条件に関する相談体制を整備している。

④ 雇用保険の給付の延長

被災 3 県の沿岸地域等が広域延長給付の要件に合致したことから、これらの地域に居住する雇用保険受給者について、給付日数を 90 日延長する措置を講じることにした。

これまでの延長とあわせて最大で 210 日の給付延長が図られることにより、少なくとも 1 月中旬までは雇用保険の失業給付を受給できることとなった。なお、更なる給付延長を求める声もあったが、被災地が復興段階に入るにあたって、政府としては、被災者の 1 人 1 人の希望を実現するためにも、雇用の場の創出に全力を尽くすことが重要であるとの考えに基づき、更なる延長は行わないことにした。

※ 被災 3 県の雇用保険の受給者実人員（個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付の受給者を含む。）は 62,528 人（1 月）、うち広域延長給付の受給者実人員は 9,630 人（1 月）

(3) 「日本はひとつ」しごと協議会の現在の取り組み

「日本はひとつ」しごと協議会は、4月28日までにすべての都道府県に協議会を設置され、自治体、出先機関、業界団体等が参画することにより、被災地での復旧・復興事業及び様々な業界に係る情報の共有、被災離職者の生活の安定と就労支援の促進を図ってきた。

フェーズ3による復興段階に向けた雇用対策の実施にあたっては、新たに創設した「被災地雇用復興総合プログラム」の実施に向け、関係機関の更なる連携に向けた協議が必要になることから、新たに、地元金融機関の長、市町村自治体の長、NPO団体代表等も構成員又はオブザーバーとして招聘することにした。また、12月には、女性の雇用が非常に厳しい状況下におかれていることに加え、「東日本大震災からの復興の基本方針」でも「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とされていること等も踏まえ、自治体の男女共同参画部門、女性センターの長など、男女共同参画の観点を有する女性委員を招聘し、女性のニーズを踏まえた雇用創出を行うことにした。

こうした指示を踏まえつつ、被災3県では、被災地雇用復興総合プログラムの創設に向け、12月20日に岩手県、12月22日に宮城県、12月8日に福島県で、それぞれしごと協議会を開催した。協議会の場では、「被災地雇用復興総合プログラム」の創設に伴い、当プログラムの好事例・先進的な取組等の共有化を図ることや、当プログラムの対象となる事業所等に係る求人のハローワークへの提出を各機関が当該事業所等に求めるといったことなど、各関係機関との更なる連携に向けた合意を行い、産業政策と雇用政策の一体的推進を関係諸団体との協力の下図っている。

また、協議会の議論の中では、女性の雇用の推進や雇用の質の確保を図ることなどもとりあげられた。

第四章 被災者を取りまく現在の雇用状況と今後の課題

東日本大震災の発災から1年が経過しようとしている。

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）での1月の有効求人数は111,368人と前月に比べ更に増加し、かつてない高水準となっているものの、一方、有効求職者数は143,082人と依然高水準に留まるなど、被災地の雇用情勢は依然として厳しい状況にある。

こうした厳しい雇用の状況や被災地での「日本はひとつ」しごとプロジェクトの支援策の実施状況を把握するため、小宮山厚生労働大臣は、1月19日岩手県釜石市を訪問し、ハローワークで被災求職者の方との意見交換、雇用創出基金事業を活用しているNPO法人、新規創設した雇用復興型推進事業の活用を検討している水産物流通加工会社等の視察を行った。



岩手県釜石市水産物流通加工会社で意見交換を行う小宮山厚生労働大臣

こうした中で、大臣は、被災者の方から「水産加工の工場等が再建せず、女性の就職活動がなかなか仕事に結びつかない」という声や、一方で、事業主の方からは「工場を再建して求人を出したが、失業保険の支給される間は働かないという声もあるので、失業保険ではなく就労支援に切り替えてほしい」といったお話を直接伺った。

1 現在の雇用情勢

現在の雇用情勢について見てみると、1月の完全失業率が4.6%、有効求人倍率が0.73倍と、情勢判断は「一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある」としている。

一方、被災地の雇用情勢を整理すると、先ほども述べたとおり、有効求人数は11万人台とかつて無い高水準となっているが、有効求職者数も約14万人と依然高水準に留まったままである。しかしながら、就職件数は昨年同月比で見ると一貫して増加傾向にあり、季節要因による変動はあるが、毎月1万人を超えるなど順調に推移している。新規求人倍率に関しても、岩手県

1.41 倍（前月差+0.17）、宮城県 1.76 倍（前月差+0.17）、福島県 1.42 倍（前月差+0.16）と、全国計の 1.20（前月差+0.02）と比較すると堅調に推移していると見ることができる。

一方、雇用保険受給者実人員は、1 月時点で 62,528 人（昨年比 103.8% 増）と高水準に留まっている。失業給付の支給期間を 3 度延長したことの影響も強いことから一概に比較することは困難とはいえ、一面的には被災地の雇用情勢を反映したものと見ることもできることから、今後の失業給付支給終了者に対する雇用支援の充実は喫緊の課題であると言える。

次に、被災地の雇用情勢を男女別に見てみると、例えば有効求職者数では男性の 59,830 人（前年同月比 0.3% 減）に対し、女性は 69,531 人（前年同月比 13.6% 増）と、被災地の女性がおかれている雇用情勢は特に厳しいものとなっていることがわかる。

また、沿岸部のハローワークの求人・求職を整理すると、特に食料品製造業では女性の求職者数が男性と比較して圧倒的に多くなっている一方、建設業・土木業等では求人件数が求職者数を上回っているうえ、求職者も男性に限定される等のミスマッチが見られることから、今後は、職業間をまたぐような就職の支援も重要となってくると言える。（資料編参照）

2 今後の課題

（1）求人・求職のミスマッチの解消

今後、被災地が本格的な復興段階を迎えるにあたり、政府としては、これまで被災地の雇用の中心となってきた短期つなぎ雇用ではなく、長期的な安定雇用の創出に支援の軸足を移していく必要がある。

また、求人の伸びている産業を見てみると、建設業、土木業など復興需要に伴うものが多いことから、今後、被災地のもともとの強みである農林漁業、水産加工業、医療・福祉業等の求人を増加させる必要がある。

（2）女性の厳しい雇用情勢の改善

先ほど述べたとおり、被災地での女性の雇用情勢は特に厳しいものとなっている。理由としては、もともと女性の雇用の場であった水産加工業等が、津波の影響等により甚大な被害を受け、未だ、本格的な事業再開に至っていない事業所が多いことや、女性が比較的望まない建設業等の求人が伸びていること等があげられる。

このため、女性の働く場を重点的に復興するとともに、女性の働きやすい環境を整備することも求められている。

(3) 雇用保険の延長給付の支給終了

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ 3 では、沿岸地域等の雇用保険受給者について 90 日の延長を行ったが、こうした方々についても、最短で 1 月中旬から雇用保険の給付が終了している。

広域延長給付の受給者が 9,630 件（1 月）となっていることに対し、2 月 17 日まで時点で、広域延長給付の支給が終了した者 3,510 人のうち、支給終了時点の調査では、就職していた者は 921 人、求職活動中の者は 2,163 人、職業訓練を受講している者は 47 人、求職活動をされていない方他は 379 人であった。

また、1 月中に支給終了した者（2,092 人）のうち、支給終了時点で就職していなかった者（1,405 人）を 2 月 15 日に再調査したところ、このうち 156 人が就職していた。

先ほども述べたとおり、今後の復興段階では被災者 1 人 1 人の希望を実現するため、就労の場を確保することが何よりも求められていることから、更なる延長は行わないことにしたが、今後、こうした支給終了者が、出来るだけ速やかに、職に就くことができるようにすることが求められている。

(4) 福島県、特に原発避難地域における雇用の確保

昨年 12 月 26 日に原子力災害対策本部から「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が発表され、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定してきた警戒区域及び避難指示区域について、ステップ 2 の完了により原子力発電所の安全性が確認されたことから、本年 4 月を目途に見直しを実施することとされた。

本年 2 月 10 日に復興庁が設置され、2 月 14 日に第 1 回復興推進会議が開催されたが、当会議の中では、今後の警戒区域等の見直しに併せた避難者の帰還支援にあたっての主要課題の 1 つに「雇用確保、産業振興」が盛り込まれたところであり、現在、具体的支援策についての検討を進めている。

3 今後の対策

今後の雇用復興に向けて、現在の被災地の抱える課題を早急に解決するため、以下のとおり「日本はひとつ」しごとプロジェクトの更なる推進を図ることで、政府の雇用対策が被災者 1 人 1 人にしっかりと届くよう、全力をあげる必要がある。

また、福島県での雇用対策としては、こうした対策をきめ細かに実施する

とともに、速やかに検討を重ね、具体的措置を講じることで、元の住まいに戻って生活したいという避難地域の住民の方々の想いを実現する必要がある。

○ 産業政策の推進

地域経済の再生・復興のための産業政策の実施により、雇用創出を図る。

- ・ 被災企業の事業再開・復興支援、企業立地の促進
- ・ 農林水産業の復興支援（農地・農業用施設、海岸防災林、漁港の早期復旧・復興、漁業・養殖業の再開と加工流通施設の整備による一体的な復興）等

○ ハローワークの就職支援

産業政策や復旧・復興事業で生じる求人を、ハローワークで開拓・確保し、必要な求職者には担当者制による個別対応など、個人の特性・状態に応じた就職支援を行う。また、本人の心理状況を踏まえ、ハローワークでは、臨床心理士などの専門家による心の健康相談を充実する。

また、母子家庭の母等に対しては、担当者制による特にきめ細かな就職支援を実施する。

○ 職業訓練の機動的拡充・実施、職業訓練の積極的活用

被災地の雇用のミスマッチの解消のため、介護、情報通信等の職業訓練コースのほか、建設機械の運転技能等を修得する特別訓練コースを設定する。

就職に向けて職業能力や資格が不足していると判断される者については、雇用保険を受給できない方に対する求職者支援制度の活用を含め、職業訓練へ積極的に誘導する。

○ 本格的な安定雇用の創出に向けた「被災地雇用復興総合プログラム」の実施

- ・ 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、被災者を雇用する場合に、農林漁業、水産加工業、医療・福祉業などへの産業政策と一体となった雇用面での支援を行う事業（事業復興型雇用創出事業）を推進する。
- ・ 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用などといった雇用面でのモデル性があり、将来的な事業自立による雇用創出が期待される事業（生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業）を推進

する。

○ 特に、広域延長給付を受給中の方などへの対応として、

- ① 求人情報の送付、セミナーの開催案内等の送付、ハローワークのサービスメニュー等の送付、電話連絡での近況確認などによる積極的な就職支援を行うこと。また、ハローワークでの臨床心理士などによる心のケアを実施すること。
- ② 再就職意欲の高い者や、母子家庭の母などに対して、担当者制などによるきめ細かな支援を実施すること
- ③ 就職に向けて訓練を必要とする者に対しては、求職者支援制度を含む職業訓練への積極的誘導を図ること
等を行う。

